

日中一時支援の報酬改定について

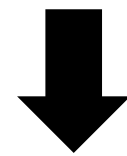
2024年(令和6年)7月18日

報酬改定説明会資料

藤沢市福祉部障がい者支援課

報酬改定のねらい

- 児者転換時等における介護者の就労継続
- レスパイトの機会確保
- 移動支援による帰宅時間調整の解消(居場所の確保)
- 人材確保のための処遇改善



早朝・夕方のサービス提供拡充

報酬改定時期

- 2024年(令和6年)10月提供分から

日中一時支援サービス報酬改定 変更内容(1)

■ 本体報酬額の改定

時間の細分化・短時間支援の減額

■ 早朝・夕方加算の創設

次の対象時間において当該サービスを利用する場合

(早朝)午前7時30分から午前10時30分まで

(夕方)午後3時から午後7時まで

※支援時間を15分を超えた時点で算定対象

■ 負担割合の変更

送迎加算・入浴加算の一律負担なしから課税世帯への負担追加

日中一時支援サービス報酬改定 変更内容(2)

■ 日中一時支援類型変更

日中サービス併用型・夕方支援型をサービス併用型に統合

■ 支給量・利用上限単位変更

支給量 ○○回／月 から ○○時間／月 へ変更

支給上限の変更 類型ごとの支給上限を廃止し、上限を月○○時間

■ 請求方法の変更

請求情報作成ツールの更新

地域生活支援サービス提供報告書の変更

報酬改定前後の比較

提供時間の例	改定前(現行)	改定後	差
午後3時30分から午後4時まで	200単位	200単位	0単位
午後3時30分から午後4時30分まで	200単位	260単位	+60単位
午後3時30分から午後5時まで	600単位	660単位	+60単位
午後3時30分から午後5時30分まで	600単位	800単位	+200単位
午後3時30分から午後6時まで	800単位	1,180単位	+380単位
午後3時30分から午後6時30分まで	800単位	1,330単位	+530単位

本体報酬額の改定

改定前(現行)			
サービス名称・時間	単位	利用者負担割合	
		課税世帯	非課税世帯 生活保護世帯
2時間以下	200	5%負担	なし
2時間超え 5時間以下	400		
5時間超え8時間以下	570		
8時間超え9時間以下	640		
9時間超え10時間以下	710		
10時間超え11時間以下	780		
11時間超え12時間以下	850		

改定後			
時間	単位	利用者負担割合	
		課税世帯	非課税世帯 生活保護世帯
30分	100	5%負担	なし
1時間	150		
1時間30分	180		
2時間	200		
2時間30分	380		
3時間	430		
3時間30分	480		
4時間	500		
4時間30分	550		
5時間	580		
5時間30分	630		
6時間	680		
6時間30分	730		
7時間	780		
7時間30分	830		
8時間	880		
8時間30分	930		
9時間	980		
9時間30分	1,030		
10時間	1,080		
10時間30分	1,140		
11時間	1,200		
11時間30分	1,260		
12時間	1,320		

早朝・夕方加算の創設・負担割合の変更

改定前(現行)				
サービス名称・時間		単位	利用者負担割合	
			課税世帯	非課税世帯 生活保護世帯
夕方支援	-	-	5%負担	なし
	-	-		
	1時間30分	400		
	2時間	400		
	2時間30分	400		
	3時間	400		
	3時間30分	400		
	4時間	400		
給食加算		42		
送迎加算		50	なし	
入浴加算		40	なし	

改定後				
サービス名称・時間		単位	利用者負担割合	
			課税世帯	非課税世帯 生活保護世帯
早朝・夕方支援 加算	30分	100	5%負担	なし
	1時間	110		
	1時間30分	480		
	2時間	600		
	2時間30分	800		
	3時間	900		
	3時間30分	950		
	4時間	1,000		
給食加算		42		
送迎加算		50		
入浴加算		40		

日中一時支援類型変更

改定前(現行)		
類型	内容	利用上限
日中サービス併用型	生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の支給決定を受け、それらのサービスを利用する日以外に当該サービスを利用する場合	31回から生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の支給決定を受けた日数を減じた回数
通所型	日中サービス併用型、放課後等デイサービス併用型、夕方支援型以外の場合	23回以内
放課後等デイサービス併用型	放課後等デイサービスの支給決定を受け、そのサービスを利用する日以外に当該サービスを利用する場合。(18歳以下の方のみ)	23回から放課後等デイサービスの支給決定(*)を受けた日数を減じた回数
夕方支援型	生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のサービスを利用した後、もしくは日中サービス併用型または通所型日中一時支援を利用した後、それらのサービスの営業時間外において、当該サービスを1時間を超え利用する場合。ただし対象者が、主な介護者の高齢・疾病・障がい・就労の理由により介護にかける場合に限りま	10回以内

改定後		
類型	内容	利用上限
サービス併用型	生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援、通所型日中一時支援の支給決定を受け、それらのサービスを利用しない時間帯に当該サービスを利用する場合	1日あたり10時間 1か月あたり230時間
通所型	生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の支給決定を受けず、当該サービスを利用する場合	
放課後等デイサービス併用型	放課後等デイサービスの支給決定を受け、そのサービスを利用する日以外に当該サービスを利用する場合。(18歳以下の方のみ)	

支給量・利用上限単位変更(1)

■ 支給単位の変更

支給量 ○○回/月 から ○○時間/月 へ変更

■ 支給時間の読み替え

	改正前(現行)	改正後	計算内訳
例1	通所型10日/月	通所型 60時間/月	通所型→通所型 6時間/日 × 10日=60時間
例2	夕方支援型 10日/月	サービス併用型 40時間/月	夕方支援型→サービス併用型 4時間/日 × 10日=40時間
例3	日中サービス併用型 10日/月 夕方支援型 5日/月	サービス併用型 80時間/月	日中サービス併用型→サービス併用型 6時間/日 × 10日=60時間 夕方支援型→サービス併用型 4時間/日 × 5日 =20時間
例4	通所型 23日/月 夕方支援型 10日/月	通所型 138時間/月 サービス併用型 40時間/月	通所型→通所型 6時間/日 × 23日=138時間 夕方支援型→サービス併用型 4時間/日 × 5日 =40時間

支給量・利用上限単位変更(2)

■ 改正後の支給決定量について

支給決定量は、改正前において1日当たりの平均的な利用時間を基に決定しています。

平均時間を超えて利用している方については、個別に利用時間を決定する予定です。

現在の利用形態と比較して、利用時間の不足が予想される場合、大変お手数をおかけしますが、利用時間変更申請をお願いいたします。

支給量・利用上限単位変更(3)

■ 受給者証(イメージ)

現行
支給量:18日/月
通所型:14日/月
夕方支援型 4日/月

改正後
支給量:100時間/月
通所型:84時間/月
夕方支援型:16時間/月

(三) 支給決定の内容	
移動支援	
支給量等	24時
負担割合	0%
支給決定期間	令和6年
日中一時	
支給量等	10日/月 記載の支給量の有効開始月は8月
負担割合	0%
支給決定期間	令和6年8月1日から 令和7年7月31日まで
支給決定期間	
特記事項	夕方支援型 10日/月

支給量 100時間/月

通所型 84時間/月
サービス併用型 16時間/月

請求方法の変更(1)

■ 請求情報作成ツールの更新と入力方法の変更

単位数マスタ取り込み

現在、改定後の請求コード等を国保連に作成依頼中です。

作成後、県支払システムに単位数マスタをアップロードしますので、事業者ごとにダウンロードするようお願いいたします。

サービス提供実績記録票入力方法の変更

日中一時支援の請求サービスコードを30分ごとに変更します。

夕方支援型がなくなり、早朝・夕方支援加算として加算が追加されます。

9月以前の請求について

10月以降も9月以前の請求はこれまでどおり申請可能です。

請求方法の変更(2)

■ 請求情報作成ツール(イメージ) 例:10:00~16:30で利用

サービス提供実績記録票登録

基本情報
サービス提供年月: 2024/06 ※サービス提供年月を変更すると全入力内容がクリアされます
利用者指定
証記載市町村番号: 142059 受給者証番号: [REDACTED] 受給者氏名(半角カナ): [REDACTED] 利用者氏名(半角カナ): [REDACTED]
決定サービスコード: 020014: 日中一時 障害者・児 低... 負担上限月額: 0 利用者負担率: 0 契約支給量: 8
備考

サービス提供情報
算定区分: 1: 日単位
日付: 2 曜日: 日 計画時間: 1000 ~ 1800 算定外時間: [REDACTED] ~ [REDACTED]
サービス特定内容: 日中一時支援 夕方支援型
加算有無: 給食加算 低所・生保 送迎加算 低所・生保 入浴加算 低所・生保
単価基準値: [REDACTED] 備考: [REDACTED]

【早朝・夕方支援対象時間】
(早朝)午前7時30分から午前10時30分まで
(夕方)午後3時から午後7時まで

「夕方支援支援型」に代わり「早朝・夕方支援加算」が表示

「日中一時支援 6時間30分」
計画時間・実績時間を10:00~16:30と入力

No.	日付	曜日	計画開始時間	計画終了時間	実績開始時間	実績終了時間	算定外開始時間	算定外終了時間	計画時間数	全算定時間	算定日数	加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	単価基準値
1	1	土	1000	1800	1000	1800			0800	0800	1						日中一時支援 5時間超8時間以下
2	1	土	1000	1800	1600	1800			0800	0200	1						日中一時支援 夕方支援型(低所得、生保)
2	1	土	1000	1800	1600	1800			0800	0200							日中一時支援 夕方支援型(低所得、生保)

「早朝・夕方支援加算 30分」
計画時間・実績時間を10:00~10:30と入力

「早朝・夕方支援加算 1時間30分」
計画時間・実績時間を15:00~16:30と入力

請求方法の更新(3)

■ 地域生活支援サービス提供報告書の変更(イメージ)

日中一時支援サービス提供報告書													
サービス提供年月		年		月									
受給者番号													
契約支給量													
利用者負担区分		5%											
標準送迎時間		自宅		時間		分		教育施設		時間		分	
日付	曜日	送迎超過 有・無	開始時間	終了時間	早朝支援	夕方支援	算定時間数	送迎					
1	4月1日	有・無	10:00	17:00	0:30	2:00	7時間00分						
2	4月2日	有・無	9:00	18:30	1:30	3:30	9時間30分					円	
3	4月3日	有・無	8:00	10:00	2:00		2時間00分						
4	4月3日	有・無	15:00	18:00		3:00	3時間00分						
		有・無										円	
23		有・無										円	
合計							21時間30分	回	回	回	円		

報告書が2枚になる際は、「1/2」、「2/2」などの記載

「夕方支援型」の削除
「早朝支援」・「夕方支援」対象時間欄の追加
加算対象となる利用時間を入力

算定回数を「回」から「時間」に変更
算定時間数はサービス提供時間

朝・夕方に行く(1日2回)場合、
2行に分けて入力

【早朝・夕方支援対象時間】
(早朝)午前7時30分から午前10時30分まで
(夕方)午後3時から午後7時まで

- 今回の報酬改定により、日中一時支援利用について相談が増加することが予想されます。ご協力をお願いいたします。
- **早朝・夕方のサービス提供拡充**のため、受入の拡充について、ご検討のほどよろしくをお願いいたします。
- 今回の報酬改定に併せて、実施要領、ガイドブックを更新いたします。後日、市HPへ掲載いたします。
- 今回の説明において、疑問・ご不明な点等ございましたら、質問シートに記入のうえ、次のメールアドレスへ質問事項をお送りください。後日、市HPへ質問への回答を掲載いたします。
宛先：fj-shogaiifu@city.fujisawa.lg.jp